|  |  |
| --- | --- |
| **取　材　申　し　込　み　書** | |
| 年 　月　　日  千葉市消防局長　様  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　機関名  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　責任者名  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先電話番号  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先電子メールアドレス    **裏面の遵守事項を承諾し、取材を申し込みます。** | |
| 取　材　日　時 | 年　 月 　　日（　） |
| 取　材　内　容 |  |

※　取材の可否について後日ご連絡いたします。

※　取材内容の企画書なども添付してください。

※　問合せ先：千葉市消防局総務部総務課広報係

　　　　　　 TEL　043-202-1664　 FAX 043-202-1614

　　　　　　　 電子メールアドレス　 [somu.FPG@city.chiba.lg.jp](mailto:somu.FPG@city.chiba.lg.jp)

遵　守　事　項

１　取材（撮影）にあたっては、消防職員の指示に従うこと

２　報道（放送）にあたっては、プライバシーの保護に配意すること

３　火災・救急現場及び病院等の関係者を取材する場合は、必ず事前に取材者側で関係者の承諾を得ること

４　救急現場における取材にあっては、公共の場のみに限ること

５　救急車内（傷病者車内収容時及び運転席・助手席部分は除く）の撮影は行わないこと

６　火災現場の取材では、鎮火後であっても火元建物内部には入らないこと

（火災原因調査に伴う現場保存に支障をきたすため）

７　個人情報の配意、消防専門用語などの誤った表現及び表示を確認しますので、放送前に消防機関と放送内容を協議すること

８　活動障害となるため、活動中の隊員等へのインタビューは行わないこと

９　撮影に伴う事故（撮影者の怪我、機材の破損等）及び、関係者とのトラブルや第三者に被害を及ぼした場合は、取材者側の責任において対処すること

10　車両の同乗取材は、（消防ヘリコプター含む）不可

（活動の支障。個人情報等が漏れる可能性がある）

11　消防車両（ヘリ含む）の中に小型カメラを設置する際は運航等に支障ない範囲で可能

12　消防隊員へのピンマイク・カメラの設置は活動等に支障ない範囲で可能

13　災害現場での取材で、他の報道機関も取材を行う長期活動の災害（延焼火災）では、原則として他の報道機関と同じ取材エリア（消防警戒区域外）からの取材となり、密着取材者でも特別扱いされないこと

14　駅や学校、企業等、他の機関の施設内に立ち入る場合は、必ず取材者側が施設関係者の許可を得てから、取材すること

15　消防署の食堂内で食事風景等の撮影は可能

16　ちば消防共同指令センターが受けている千葉市内の災害にかぎり、１１９番通報の音声録音は可能（音を変える等、個人が特定されないよう配慮する）

17　ちば消防共同指令センター内の撮影では、個人情報等が特定されないように配慮すること

（モニター画面にモザイクをかける等）

18　撮影中、上記事項を遵守しなかったと消防機関が判断した場合、撮影を中止すること